

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第8回）

日時：令和8年1月23日（金）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

### ―― 会議次第 ――

#### 1 環境影響評価書案に係る総括審議

（仮称）府中朝日町商業施設計画

世田谷清掃工場建替事業

#### 【審議資料】

資料1-1 「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案  
部会審議質疑応答

資料1-2 「(仮称)府中朝日町商業施設計画」に係る環境影響評価書案  
について（案）

資料2-1 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案  
部会審議質疑応答

資料2-2 「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案  
について（案）

<出席者>

会長 片谷委員

第一部会長 山下委員

飯泉委員

尾崎委員

玄委員

高橋委員

水本委員

山口委員

横田委員

(9名)

白石政策調整担当部長

藤間アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

資料 1-1

「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	<p>関連車両の走行に伴う騒音の評価結果について、201 ページの下の表が休日・夜間で、地点 3 の予測結果が評価の指標を超てしまうということだが、これに関しては現況とほぼ同じ 57dB となっているので、この施設による影響はほぼないと思う。</p> <p>ただ、超えていることには違いはないので、何がしかの対策を検討してもらえればと思う。</p> <p>(コメント)</p>		
		<p>上の表は休日・昼間の予測結果で、地点 3 のスタジアム通りは 62dB と評価の指標 60dB を明らかに超えている。現況の調査結果は 60dB で評価の指標ギリギリだったものが、この施設ができると 2 dB 程度上がっている。</p> <p>周辺の地点 2、4 でも 2～3 dB ほど上昇しており、来客の車が周辺に集中することで、全体的に、この周辺の道路交通騒音が上昇してしまっている状況になると思う。</p> <p>これに関しては評価の指標が上回っていることも含めて、何らかの対策が必要だと思うが、現状で考えていることがあれば教えてください。</p>	<p>事業者側で対策が打てる内容としては、荷捌車両で小型車より大型車のほうが影響が大きいので、車両のその時間帯などのルートを検討し直すといったものは今考えている。</p> <p>来客車両については、周辺の道路なので、場内であれば、例えば、アイドリングストップや、徐行運転を促すことなどがあるかと思う。あとは公共交通機関をできるだけ利用してもらうといったもの、どう示していくかはこれから検討事項だが、そういったものを考えている。</p>	10/20 部会にて回答 総括審議事項へ

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>事業区域の北側の人見街道が、割と細い道路だったと思うので、車が集中してしまうと、渋滞が起こる危険性があると思う。</p> <p>もし渋滞が起こったとすると、アイドリング時のことなども予測し、それも密に重なってくる可能性があるので、検討するときには、そうした渋滞の可能性も含めて検討してもらえればと思う。</p> <p>この地点1と地点4のあるところが人見街道だが、ここが細い道路なので、その渋滞の影響があることも考慮した上で検討をしてもらえればと思う。</p>	交通については、警視庁と協議などを適宜進めている。そういった中で渋滞の話もできるかと思うので、適切に検討して、よりよいものになるようにしていきたい。	10/20 部会にて回答
水循環	1	雨水の浸透については周りの植栽が中心で、雨水浸透貯留施設は、主に貯留をする施設のような話だったと思うが、この雨水浸透貯留施設はタンクが満タンになったときは水を浸透させるものなのか、それとも下水にそのまま流すものなの。	浸透させるものになる。	10/20 部会にて回答
	2	表8.3-9や表8.3-10のところで、貯留部分も浸透能力に計上されているような気がする。浸透と貯留は分けて表記するか、対策量としてまとめて表記するか。浸透と貯留を分けて表記するほうがいいと思う。 (コメント)	確かに、浸透能力とは違うので、書き方は考えてみる。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	1	<p>243 ページの図のピンクと黄色の点線は、2 時間・3 時間の日影規制線ではなく、敷地境界から 5 m と 10m 離れた線だと思うので、この凡例表記を変えるように。</p> <p>図の緑色で塗られている日影規制は 3 h – 2 h と書いてあり正しいが、ピンク色は 5 h – 3 h となっており、2 時間・3 時間規制線とは関係はない。</p> <p>本来の表記は、敷地境界から 5 m 離れている線、つまり緑色の点線から 5 m 離れている線、10m 離れている線でそれぞれ色分けで塗ってあるところが土地利用になり、土地利用ごとに日影時間が何時間超えるとダメだというのが決まっているので、ここで書いてあることはこれが曖昧であると思う。</p>	前回の審議（諮問時）のときにも指摘をもらっているので、ここは評価書のほうで直す形にする。	10/20 部会にて回答
	2	<p>243 ページの図の右側で、一番外側の点線が敷地境界、緑色の点線から 10m 離れている線。ピンクの実線は 2 時間を超えるとダメという日影規制線で、ちょうど点線と実線が重なるところがある。ここ</p> <p>の背景をみると建物が重なっているところがある。おそらくここは日影時間が 2 時間を超えている領域になるので、建物所有者との話し合いが必要だと思う。こちらについては検討を行ったか。</p> <p>231 ページの図の調査地点はしっかり考えて選んだと思うが、指摘した建物も含まれているか？既に話し合い済みなら問題ないが、漏れている場合は対応するよう。事前に何か話し合うほうがよいと思う。</p>	東側の線がかかっている建物だが、ここは今集合住宅になっている。東側は選定していなかったので、今後オーナーと協議になるかとは思う。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
電波障害	1	263 ページの図の確認だが、スカイツリーの電波は、今回建物の高さは 25m で、その隠れている地域というのは少し電波が散乱されて、画質としてはいいが、電波が遅れたりといったものがあると思う。そういう点はどうか。	電波障害について、その後ろの方の電波が遅れることや、それがさらに広がる可能性があるのかどうかというのを確認する。	10/20 部会にて回答
			【補足説明】 電波障害の調査を行っている会社に確認したところ、反射波の発生はあると思うが、アナログ時代は反射波が映像評価に反映して画質劣化の一因となっていたが、デジタル電波はその性質上、反射波に対して耐性が非常に強いので画質劣化までは至らないのが通説だ、関東近県で何件か調査をしているが、反射障害で受信不能となった例はない、とのことだった。 ただし、事例としては無いという形なので、評価書案でも示しているように、工事中及び供用後に問い合わせ窓口を設けて適切に対応していきたい。	11/18 部会にて回答
景観	1	緑地を周辺に 6,600 m <sup>2</sup> とり、連続的に非常に緑地につながりができる空間になっていると思うが、駐車場の出入りが 3 辺にあることで、高木の植え方によっては視認性を阻害しかねない可能性があるので、高木をどういったところに配置するかなど、検討を具體化されることを期待する。 その時に、北側に提供公園や駐輪場があり、まとまった緑地が作られるので、そういうところでの環境としての高木を配置したほうが周辺の緑地との、生態系に対する配慮になるかと思う。 それで、歩道の幅員が少し狭いので、歩行者との兼ね合いに気を付けて、境界部分の高木に関して検討してもらえばと思う。	高木の話については、この周囲の道路、スタジアム通り沿いは、結構高木が、桜並木があり、今回敷地内のどこに高木を置くかはまだ決まっていないが、委員の指摘のとおり、視認性や交通安全に気をつけながら配置を決定していきたいと考えている。 あと、歩行者の動線についても当然配慮する。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	工事計画の図面のところに地下の情報というものが載っていないと思う。埋蔵文化財の包蔵地であるが、地下がどの程度開発されるのかということも協議の対象で、本格調査をどの程度するかというような協議があるかと思うだが、懸念があるので、地下の掘削の範囲を少し詳しく説明してください。	<p>今回地下については、府中市教育委員会から、地下のどの辺りの範囲を掘るのか、それが埋蔵文化財調査の範囲に大きく影響するので、調整を行った上で実施している。</p> <p>ボーリング調査の結果、およそ4～5mぐらいに立川礫層という固い支持地盤があり、今回はその支持地盤から上の土を地盤改良するという工法を考えており、その範囲にある埋蔵文化財は全て調査対象であると、教育委員会からは案内されている。</p> <p>なので、建物の基礎の形というよりは、建物の平面の形でその下を掘ることで話をしている。</p>	10/20 部会にて回答
		事業者の方で、私の先日の質問によく対応してもらえ、また、それとともに教育委員会の方との連携もすでに図られているようなので、引き続きこのままの対応をお願いしたい。	<p><b>【補足説明】</b> 地下掘削範囲は、地盤改良の深さ4mや立川礫層までの深さ、及びそれに伴う埋蔵文化財の調査範囲を図面に追加した形で評価書に記載したい。</p>	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	2	<p>結果的に本格調査に対応することになったというが、今出ている文字情報と図面の情報からは、私が今聞いた範囲以外には一般の方に見えてこないので、そのあたりをデータとして残すようにしてもらえないか。</p> <p>地下の掘削の情報がほぼ載っていない図面が出ている中で、本格調査、府中市教育委員会という文言が出たので、府中市と協議の上で進めているというのは行間を読み取れば分かるが、記録としては残らないと思う。</p> <p>記録を残してもらうことをお願いする。</p>	示し方については、東京都と確認していきたいと思う。	10/20 部会にて回答
	3	<p>いつも指摘しているが、大規模開発に伴っては、やはり事前に試掘調査を入れて、本格調査が必要であればこうやって事前に調査していくたほうが、急に工事途中で遺跡が発見されて一旦工事がストップして、という事態は起こり得ないので、ある程度いい方向かと思う。</p> <p>その経緯については、先ほどの地図、図面とともに、少し丁寧にそのあたりのことを、教育委員会と相談してこのような進捗があったということは記録として残しておかないといけない。</p> <p>ある種のアセス逃れと取られかねない部分もあると思うので、そう取られないように丁寧に経緯と内容については記録してもらい、アセス図書でその辺の情報が分かったほうがよいと考える。</p>	<p>評価書では、この前言われたような地下掘削の範囲とか、そういうものは図面として追加しようと思っている。</p> <p>今までの流れ、イトヨーカドーが試掘して、その後、当事業でもやっているという形になるので、その辺は、東京都とも相談しながらどこで示すか、まとめて最後に事後調査報告書で示すか、そういったところはまた検討させてもらいたい。</p>	12/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
自然との触れ合い活動の場	1	<p>歩行者類交通量だが、今回、自転車と歩行者を分けていないので、可能であれば自転車と歩行者を分けてもらえば分析しやすい。</p> <p>北側と東側に結構大きな駐輪場ができるので、現状、南方の角の、②朝日フットボールパーク北の交差点の辺りは、自転車交通が増えたりしないか、③多磨駅入口交差点のところは、夕方は歩行者量が多いのでどういった変化が見られるかというのも、周辺の自動車の出入りとの兼ね合いがあると思うので、歩行者と自転車を分けてもらえばいいと思う。</p>	<p>自然との触れ合い活動の場の調査結果、歩行者類交通量についてですが、これは歩行者と自転車に分けてカウントしているので、これも評価書で示すような形で、東京都と協議して決めたいと思う。</p>	10/20 部会にて回答
温室効果ガス	1	<p>コジェネ以外にP V (太陽光発電) の設置ということも考えていることだが、こちらは屋上設置と考えていいか。</p> <p>建物高さが 25mで、周辺の建物は 20m以下ぐらいかと思うのだが、等高線がよく分からなかつたので、周辺影響がないか状況を教えてください。</p>	<p>太陽光の件については、指摘のとおり、屋上に設置する予定で検討している。</p> <p>概ね周辺は高い建物がないが、西側がこちらの施設より少し高い集合住宅が存在するエリアになるので、そちらに対しての太陽光による反射など、そのあたりについては配置計画などに気をつけてやっていきたいと思う。</p>	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	2	<p>営業時間に絡むことだが、アミューズメントは深夜1時までということで、時間が長くなればそれだけエネルギー消費量が増大するというのが普通に考えられることなので、運用上はゾーン分けをしたり、そういうことを考慮するのではないかと思う。</p> <p>営業時間がまだ予定という形になので、今後検討するのであれば、エネルギー消費予測としては、その営業時間が変わることでどのくらい差が出てくるかということも、提示する予定があるか教えてください。</p>	<p>営業時間についても、指摘のとおりまだ未定な部分なので、今後環境などとの兼ね合いも含めながら検討していきたいと思う。</p>	10/20 部会にて回答
			<p><b>【補足説明】</b></p> <p>アミューズメントの営業時間が長くなることで、エネルギー消費量の変化が予測できるかということについては、現状で最長の時間で予測しているのでこれ以上増えるということはないが、具体的な時間が決まつたら内容を報告したいと考えている。</p>	11/18 部会にて回答
	3	<p>営業時間等の具体的な時間が決まつたらということだったが、これは、今は回答に変更はないということでおよいか。</p> <p>エネルギーのことだけでなく、周辺の環境のことも含めて営業時間というのは影響があるので、事後報告でということだったので、ぜひお願ひしたい。</p>	<p>営業時間が具体的にどの店舗がどうだといったことや、どんな店舗が入るかなどといったことは、まだ検討中で、今答えられる範囲としては、評価書案で示した一番長い時間帯での評価結果を示したところです。</p> <p>評価書でそこまで出るかということについては、ちょっと難しいと思うので、その場合は事後調査報告で実際どうだったか、低減策も含めて示したいと考えている。</p>	12/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (交通)	1	<p>人見街道についてだが、1・1の車線だと思うが、確かに踏切もあったように記憶している。</p> <p>多磨霊園の辺りで車を使うとき、踏切の辺りは、工事車両があると踏切が開かなかつたりといった交通渋滞が発生すると思うので、その点は、検討してほしい。</p>	<p>人見街道の西側、多摩駅の線路にかかるところだが、今回、来客の商圏を設定してどこから来るかといったものを検討しているが、基本的にはこのエリアからは大きく回すような形になっていて、この人見街道の西側のエリアはあまり通らないような形で協議はしている。事業者側としてもそこは気になっているので検討する。</p>	10/20 部会にて回答
	2	<p>あの地域の道路事情を考えると、商業施設の事業者が、例えば道路を拡幅するなどの対策を短い期間で実施できるような話でもないため、アイドリングストップや徐行、公共交通機関といった二次的な対策を挙げたのだと理解している。</p> <p>ただ、やはり交通事情、道路事情のあまりよくない地域であるという事実が消えるわけでもないで、無理なお願いかもしれないが、少しでもよくなる方法があれば検討してみようというような姿勢で取り組んでもらえるとよいかと思う。検討した結果、十分な対策がほとんど不可能であったというような回答になるのかもしれないが、とにかく検討はして欲しいというお願いはしておきたい。</p>	<p>交通の話だが、今警視庁と協議もしていて、大きい国道20号線とか、そういったところの、例えば右折レーンの確保だと、そういったアセス書には出でていないものは、いま検討しており、より交通の流れに対しても渋滞しないような形を検討している。</p> <p>そういった結果は、事後調査の報告書で、広域でこういうことをしたとか、この事業でこういったことを確保したとか、そういったものを言えば、周辺の皆様へのアピールにもなるので、適宜やっていきたいと思う。</p>	12/18 部会にて回答
その他 (事業計画)	1	太陽光発電の設置という、コジェネ以外にPVを設置することだが、日影に対して反射とか、景観という意味を含めて、周りの影響も大丈夫かという確認をしたい。	周辺に結構中高層のマンションとかもあり、西側が主にそうなっているが、そこに反射光が行かないような形の設定などといったものを現在協議中で、そういう懸念がないような配置にしたいと考えている。	12/18 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	2	<p>本事業は、大規模商業施設の建設ということで、都民の意見などからも営業時間や交通渋滞、騒音・振動などについて、周辺住民の方々からの関心が非常に高いことがうかがわれる案件だ。</p> <p>このアセスメントの手続以外での、例えば、住民説明の機会やそのスケジュールなどについては、今後どのように計画しているのか。</p>	<p>近隣の住民の方への説明に関しては、各条例によっていろいろな近隣説明会が義務づけられている。</p> <p>今年に関しては、アセスメントに関する説明会を6月に2日間行って、中でもやはり交通とか、そういう話は出ていた。</p> <p>11月初旬には、府中市のまちづくり条例に基づく開発説明会ということで、広域に影響があるというよりは、近くに影響があるので、説明会範囲自体もそんなに広くないが行つた。</p> <p>今後のことについてだが、次は中高層紛争防止条例に基づいて、おそらく来年のうちにまた説明会が行われ、その後は大店立地法に基づく説明会で、これが開業の10か月ぐらい前に行われるということで、少なくともあと2回は説明会が確実にある。</p> <p>あとは必要に応じて住民の方とコミュニケーションを取るために開催するかどうかというところは様子を見ながらと思っている。</p> <p>最初にやつた説明会は土地利用構想の届出ということで、府中市の条例に基づくものだが、400名ぐらい参加がありちょっと慌てたが、だんだん皆さん、商業施設ができるんだという話と、道路の話を心配しているというのは言い終わったというところで、若干説明会の人気は下がっているが、引き続き地元の方とコミュニケーションを取りながら事業を進めていきたいと思う。</p>	12/18 部会にて回答

## 「(仮称) 府中朝日町商業施設設計画」に係る環境影響評価書案について (案)

### 第1 審議経過

本審議会では、令和7年6月30日に「(仮称) 府中朝日町商業施設設計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現況において休日・夜間の環境基準を上回る地点があり、また、関連車両の走行により交通量が増加することで休日・昼間の環境基準を上回る地点が生じることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 7年 6 月 30 日	評価書案について諮問
審議会	令和 7年 8 月 25 日	現地視察
部 会	令和 7年 10 月 20 日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 11 月 18 日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 12 月 18 日	質疑及び審議
部 会	令和 8年 1 月 23 日	総括審議
審議会	令和 8年 1 月	答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されなかった。

資料 2-1

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>評価書案 190 ページの水銀の値は、排ガス中のばいじんに含まれる水銀の濃度を示しているのか。</p> <p>四季の調査結果は事業者独自に計測したものか。また、測定はどのような方法を用いたのか。</p> <p>現施設の煙突排ガスの寄与分はどのように含まれると考えるのか。</p> <p>その様な考え方から、結果的に安全率が高いと理解できるようなところが分かるように書いていただきたい。</p>	<p>煙突排ガスの寄与濃度にバックグラウンド濃度を足した予測結果となっている。現状の環境濃度については 100 ページに四季の調査結果を掲載している。</p> <p>現地調査で測定した結果である。測定方法については 78 ページに掲載している。</p> <p>現況濃度に含まれるという考えになる。そのため、現施設の寄与も含んだバックグラウンド濃度に煙突排ガスの寄与分を足し合わせるため、安全側での予測となっている。</p> <p>評価書の段階で示していきたい。</p>	4/14 部会にて回答
	2	<p>ダイオキシンの現地調査結果について、各季節で 1 個の測定値ということか。</p> <p>他の汚染物質も含めて、現状と建て替え後の排出濃度の比較があれば、排ガス諸元の変化が分かりやすいと思うが、記載はあるか。</p>	<p>各季節で1個の測定値である。</p> <p>予測諸元については、おそらく現状稼働している排ガス濃度より高い数値になると思われる。測定では、自主規制値より低い値となることが通例のため、単純に比較すると現施設より悪くなるという誤解を生むことも考えられるため、それを確認の上、次回回答する。</p>	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	2 (続き)		<p>【補足説明】</p> <p>現工場と新工場の排出ガス想定排出濃度を示す。</p> <p>想定排出濃度は操業時の自己規制値であるが、評価書案で排出濃度として設定している。</p> <p>実測値は自己規制値に比べ全て低い値となっており、環境に与える負荷は低く抑えられていると考えている。</p> <p>(資料参照)</p>	10/20 部会にて回答
	3	焼却能力が2倍になっても排出濃度はこれまでどおりだとなっているが、能力が2倍になると排出総量も2倍になっていくのか。	ごみ量が2倍になるので、排ガス量も増えるが、通常稼働時は、示している排出濃度よりかなり低い排出濃度で運転している。今回示している排出濃度は、操業時の最大値として書いており、最大値となった場合で評価している。	10/20 部会にて回答
	4	煙突について、再使用のため高さ100mは変わらないが、高くすることが排気の対策になる気がするが、100mのままする理由を伺いたい。	風洞実験等により問題がないことを確認している。	10/20 部会にて回答
	5	<p>本事業は既存の清掃工場の建て替えであり、今までの稼働において、例えばガスの漏洩事故等の経緯から、「都民の意見を聞く会」でも多くの懸念が示されている。</p> <p>粉じん対策、あるいはダイオキシン類等の流出など、敷地外への環境曝露が発生しないように、十分な配慮をいただきたい。</p> <p>(コメント)</p>	_____	11/18 部会 総括審議事項へ

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	<p>躯体プラント工事の騒音が、敷地境界西側地点で最大 80 dBと勧告基準と同値であり、何らかの対策の必要があるのではないかと思うが、現時点での考えを伺いたい。</p> <p>対策をとることで、予測している 80 dBよりもう少し下げられる可能性があると考えてよいか。</p> <p>勧告基準を満足していることに変わりはないが、できるだけ小さくする努力はしていただきたい。 (コメント)</p>	<p>工事期間中、低騒音型の建設機械の採用や防音パネル等を採用することで、低減に努めていきたい。</p> <p>工事業者はまだ決まっていないが、技術提案を出させ、低減できる案があるか判断していただきたい。</p>	4/14 部会にて回答
	2	<p>関連車両の走行に伴う騒音について、②の地点で工事車両及び収集車両の走行により、現況の 62 dB から 64 dB となる。②の地点は住宅街に入った場所で、2 dB の上昇であっても影響が大きく出る可能性もある。別ルートを考えたり、交通量の平準化を図るなど特別な対策を考えているか伺いたい。</p> <p>どちらも環境基準を超えてるので、できるだけ低減するような努力をしていただきたい。 (コメント)</p>	<p>収集車両の安全走行等に努め、騒音の低減に努めたい。これについては、事後調査で測定し、確認していただきたい。</p> <p>走行ルートについては、収集車両に関しては世田谷区の収集範囲となっているので、超えるようなことがあれば情報提供し、検討していただきたい。</p> <p>工事用車両については一組の所掌範囲なので、工事業者と相談して対応したい。</p>	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水循環	1	<p>地表面流出量は変化がないという表記になっているが、変化量として記載されていると思うが <math>m^3/s</math> という単位で正しいのか。</p> <p>また、流出量を増大しないということについて、緑化の基盤は現状がきちんと保全される、あるいは屋上緑化のような流出抑制施設が同等以上に創出されると考えていいのか、そのような地表面の性状を考慮したものかを伺いたい。</p> <p>流出量の変化では、単位対策量として <math>600 m^3/ha</math> が定められていると思うが、谷沢川上流域でもあり、浸透対策があった上で貯留槽ではないかと思う。そのようなところは世田谷区としっかり協議していただきたい。</p>	<p>道路及び建物に降った雨は雨水利用槽に貯め、構内道路散水等に利用して、極力表面流出水も利用するよう努める。</p> <p>雨水の表面流出量は、世田谷区と協議して進めていきたい。</p>	4/14 部会にて回答
	2	計画地は国分寺崖線の上にあるので、雨水の貯留だけではなく、地下水涵養という観点からも雨を有効に浸透などに使ってもらいたい。	検討したい。	4/14 部会にて回答
日影	1	<p>等時間日影図で、敷地境界から <math>5m</math>、<math>10m</math> ラインについて大きい道路に面している側は道路中央から <math>5m</math>、<math>10m</math> ラインが引かれ、また、<math>5m</math> ラインの幅も違う個所もあるが、そのような取扱い規定があるならば、その規定を追記してもらいたい。</p> <p>等時間日影図中の灰色の点線は何の線か。</p>	<p>承知した。</p> <p>用途地域の境の区分を示している。</p> <p><b>【補足説明】</b> 5m ラインと <math>10m</math> ラインの設定根拠は、建築基準法第 56 条の 2、施行令第 135 条の 12 第 3 項によるもので、敷地が道路に接する場合、道路幅の半分を外側として境界線とみなし、道路幅が <math>10m</math> 超の場合、反対側の敷地境界を <math>5m</math> ラインとみなすものとされている。これらは評価書にも記載する。</p>	<p>10/20 部会にて回答</p> <p>11/18 部会にて回答</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	2	煙突を含む等時間日影図では、北西側の一部で2.5時間以上の日影範囲が5mラインの規制を満たしていないと思われる箇所がある。日影規制を満たさない部分が生じることについて、隣接地所有者等とは協議しているのか。	煙突は工作物の扱いとなり、法的には規制の対象外となる。基準適合の判断は、煙突を含まない計画建築物のみの等時間日影図での判断となる。 なお、指摘の地点は準工業地域であり、5mラインでの規制は4時間以上の日影が対象となるので、煙突を含む等時間日影図においても基準は満たされている。	11/18 部会にて回答
景観・その他 (緑化計画)	1	世田谷美術館は、この地域では非常に著名な美術館であり、美術館を含めた周辺景観ということで、世田谷美術館の建物を見た時にどうかということが気になる。美術館の建物を含めた景観がどうなるのかという観点で、景観地点を追加してもらいたい。	次回回答する。	4/14 部会にて回答
		今回の建物で影響がないことを承知した。	<p><b>【補足説明】</b> 世田谷美術館を含めた景観について現地確認を行い、美術館越しに見えるのは世田谷市場の建物だけで、煙突の一部以外工場建屋はほとんど見えないことを確認した。 建替え後についても現状と見え方は変わらないと予測する。 (写真参照)</p>	10/20 部会にて回答
		計画地の南側は「美術館通り」という名前になっており、市民にとって美術館への入口という意味もある。設計施工の際は、そのアプローチ性を考慮してもらえると良いものになると思う。	南側の景観については、なるべく圧迫しないようなデザイン等を検討していきたいと思っている。 形状に当たっては、世田谷区の風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠することで、周囲の街並みと調和が取れた景観とするように計画している。	12/18 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観・その他（緑化計画）	2	<p>敷地の境界や道路回りなどで、かなり高木の樹幹と思われる樹木を伐採対象としている。景観の予測として北東角及び南東角からの予測が載っているが、敷地内の木が伐採対象となっていたら予測が整合性を持っていないこととなる。このような高木は保全されるという理解でよいか。</p> <p>極力の内容をできるだけ客観的に示していただきたい。</p> <p>「緑化範囲が建物の圧迫を受けているのではない」との都民意見があったが、どの樹木が除去対象かなど緑地の質的にどの程度変わるのが、情報が不足していると思っている。緑地の質として、基盤がどのようにいじられるのか、そのあたりの質的な部分を、もう少し情報を出してもらいたい。</p>	<p>樹木については、保存及び移植する樹木の選定にあたり、必要に応じ樹木診断を行い、計画書を作成し、極力保存、移植する方向でいる。</p> <p>保存樹木に関しては、今後、計画するにあたり、北西、北、南東にある樹木については極力保存することを条件として計画を立てていきたいと思っている。</p>	4/14 部会にて回答
	3	36ページの図は、基本的には樹木を選定して保全対象としないとの判断をし、「除去」と書いていると思う。なので、その判断理由が分かるような情報が必要ではないかと思うので、36ページの図の、除去する樹木の選定理由も併せて示していただきたい。	<p>検討する。</p> <p><b>【補足説明】</b> 選定方法については、図の色付き網掛け部分が伐採対象範囲となり、その他の樹木は残す計画である。今後も工事関係者と相談しながら、可能な限り樹木を残す方向で進める。伐採が必要な理由は、工場の周囲については、大型重機の設置や廃棄物・機器搬出入、安全確保のため必要な範囲であり、北側は工事現場事務所の設置、西側は既設タンク解体や埋設配管の工事のために樹木の伐採が必要となる。</p> <p>(資料参照)</p>	4/14 部会にて回答  11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項	事業者の説明等	取扱い
景観・その他（緑化計画）	4	<p>除去対象範囲の根拠が不明確。</p> <p>変更届 58 ページで「除去する樹木」から「除去対象樹木」に変更されているが、除去するという考え方を受け止められる。これだけの樹木を改変すると、景観に対する影響もあり、その後の補植を含め環境がだいぶ変わるとと思うが、眺望、景観に変わりがないとする根拠が不明瞭。</p> <p>本数についても記述がなく、樹木に対する配慮について客観的な根拠を示してもらいたい。また、今回除去対象から除外した 3 本について、フォトモンタージュを変えないように選定したことだが、どのような樹木を保全対象とするかなど、樹木の環境そのものを評価してもらいたい。</p> <p>数値的な説明がなかったと思うので、あらためて見直ししていただきたい。</p> <p>発注者として伐採樹木を減らすための設計要件は依頼していないということか。</p> <p>影響評価としては、最大影響を見積り、どれだけ低減できるかという議論を客観的に行うのがアセスであり、どのように選んで何本該当し、残せるのはどれだけか示していただきたい。できる限り値化し予測評価等を行うべき。</p> <p>伐採樹木の廃棄物へのカウントや、景観の変化が現状ベースという妥当性も含め、問題として提起する。</p> <p>影響や事後の代償について承知した。緑化計画について、区の条例に沿った緑化計画書に示される密度で緑化を進める認識でよいか。</p>	<p>除去対象範囲については、計画策定に際しプラントメーカーからの提案の中で伐採範囲として最大の範囲を採用したもの。業者決定後に樹木医の判断等を確認し、なるべく残す方向で計画していきたい。</p>	10/20 部会にて回答
		<p>要件としては「可能な限り残すように」であり、あくまでこちらが最大ということで計画している。</p> <p>数値化できるかも含め、改めて検討する。</p> <p><b>【補足説明】</b></p> <p>サクラやケヤキなど準高木は約 250 本あり、うち約 100 本 (40%) を除却予定。サザンカやヤブツバキなどは 1400 本中約 270 本 (19%)、サツキやツツジなど低木は 6500 本中約 4200 本 (64%) の除却を想定している。工事完了後の緑化については、アセスの趣旨を鑑み、可能な限り緑化を推進していく方向で工事業者と相談し、対応していく。工事後も緑化を推進する方針で工事業者と協議して対応する。</p> <p>世田谷区の緑化計画に従って対応していきたい。</p>	11/18 部会にて回答	

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観・その他 緑化計画	4 (続き)	都民の意見にもあったとおり、緩衝植栽としての機能が一時的にでも低下し、その後、高木の生育に時間を要すると思うので、きちんと樹木密度を確保して補植してもらいたい。また、樹種選定については、大気汚染物質に強い樹木を選び、きちんと緩衝植栽の機能回復をお願いしたい。 (コメント)		11/18 部会にてコメント
	5	伐採樹木の範囲について、廃棄物量の根拠とはならないので、記載を削除するとのことだが、削除するのであれば、面積的な情報、影響範囲について具体的な数値とともに把握できる状態となったので、除却対象樹木の具体的な根拠として、伐採樹木の概要を緑化計画にまとめた形で記載するのが良いと考える。	面積について記載する方向で検討する。	11/18 部会にて回答
	6	緑化計画で追加的な緑化措置は環境対策として重要で、例えば屋上などは、太陽光パネル以外の屋根面積があり、雨水の流出抑制もできると思うので、緑化をちゃんと取り入れた良い環境対策をしてもらいたい。	<b>【補足説明】</b> 前回、屋上の太陽光パネル以外の部分を緑化して雨水流出を抑える提案をいただいたが、本計画では、雨水流出抑制とともに雨水の有効活用も目指し、屋上に降った雨を貯留し、ろ過処理後に雑用水として再利用する方針である。	10/20 部会にて回答  11/18 部会にて回答
		伐採対象樹木が工事対象外のエリアにも存在し、特に緑地帯付近は完了後も緑地帯のままにもかかわらず伐採対象となっている。工事関係者用のプレハブなど置く必要あるため伐採されるのか、あるいは古木などの理由で除去対象となっているのか。	洗車棟などがあつたりするので、工事をした場合は、除去対象となっている。 また、材料置き場として使う計画もあり伐採対象としているが、業者が決まったらなるべく影響が少ない方向で計画したい。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
景観・その他（緑化計画）	7	眺望地点からの景観調査 地点①(計画地北東角交差点)の将来図において、壁面がみどりに見える部分があるが、これは壁面緑化を表しているのか。	ここは影のほうで、色彩の都合上緑に見えるが、壁面緑化ではない。	10/20 部会にて回答
	8	計画では北側にも樹木を植え緑地となるが、樹木選定については、日陰に強い種類を選んでいただきたいが、検討はされているのか。 北側の緑地計画においては、ぜひ樹木の生育環境を考えた上で、種類の選定、植える間隔、建物からの距離なども考慮していただきたい。	樹種については今後工事業者が決まってからになるが、その点を踏まえて検討していきたい。	11/18 部会にて回答
史跡・文化財	1	埋蔵文化財については、周辺に遺跡がないため確認しないということで事業を進めているが、周辺開発の機会があまりなく、発見される状況がなかったという理解でいる。 このあたりは、高台に遺跡が多く分布しており、工事の期間中に出土する可能性が高いと考えており、できれば試掘調査等の対応を取るほうがいいのではと思っているが、試掘調査についてどう考えているか。  十全な期間が取れる前提での回答と受けてよいか。	現工場を建てたときも出土はせず、現在工場があるのでどうしても掘れない状況でもあるので、出土したら適切に対応したいと思っている。	4/14 部会にて回答
		既存建物のため試掘が難しいことは理解したが、期間も十分取れないとの発言があった。期間が圧縮されるような考えでは困るが、発見時は適切に対応する方針で問題ないか確認したい。  きちんとした対応をされるということで承知した。	23 区全体のごみ焼却に關係して計画を立て、建て替えを行っているため、十分な期間が取れないという現状がある。  出土した場合においては、適切に対応したいと思っている。	12/18 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	2	<p>地下構造に関する図面について、既存建物と新規の建物でどう変化するのか分かりづらい。どの地下が掘削されていくのかという部分をもう少し明示していただきたい。</p> <p>既存建物と新規の建物で、地下掘削の範囲が重ならない場所があるとしたら、そこは試掘を入れられる可能性があるが図面から判断ができない。次回以降にお示しいただいた時点での確認していただきたい。</p>	<p>既存建物の断面図については40、41ページに記載があり、それを踏まえて、計画している工場がどのような形になるか示す方向で検討したい。</p> <p>検討してお答えしたい。</p>	4/14 部会にて回答
廃棄物	1	<p>変更届149ページに伐採樹木の範囲が4,490m<sup>2</sup>と書かれており、廃棄物としてカウントされる量だと思うが、どこにカウントされているか不明。</p> <p>面積だけ挙げ、廃棄物にカウントしなくてよいのか。</p>	<p><b>【補足回答】</b> 本計画での掘削範囲は、現在の工場を建設した際にSMWを施工し掘削した範囲内に収める計画であり、新たに文化財等が発掘されるることは無いと考えるが、発見された場合には、関係法令に基づき適切に対応する。</p> <p><b>【補足説明】</b> 廃棄する樹木の量については、変更届148ページの表5.3.6-2(1)で木くずとして計上している。</p> <p>廃棄物量は、最近建て替え工事をした4工場の事後調査報告書から排出原単位を算出して予測しており、木くずもこの表に含めて評価している。実際の評価では排出原単位のみを参考とし、伐採面積は廃棄物量の根拠として使用していないため、評価書からは伐採面積の記載を削除する予定である。</p> <p>(資料参照)</p>	10/20 部会にて補足

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	1	<p>今回の計画で、ガス化溶融炉からストーカ炉に変更となるが、変更により、温室効果ガスについてどのくらい削減量を見込んでいるのか。</p> <p>資料編では、焼却量を合わせてあると思うが、この差分が効果と考えてよいか。見込みで変更したときの削減でどの程度見込んでいるか伺いたい。</p>	<p>評価書案資料編 219 ページに、計画施設と既存施設の温室効果ガスの総排出量の比較を、参考として載せている。</p> <p>資料編では焼却量を同一条件としているので、現状の焼却量を基に再検討してお示しする。</p> <p><b>【補足説明】</b> 計画施設での計画ごみ量を焼却した場合と既存施設との比較の再計算結果を示す。</p> <p>計画施設と既存施設のごみ焼却時の温室効果ガス排出量を比較した場合、焼却量が増えるため全体の排出量は約 80,000t-CO<sub>2</sub> から 190,000t-CO<sub>2</sub> に増加するが、電力使用を伴う排出量については約 12,000 t-CO<sub>2</sub> から 10,000 t-CO<sub>2</sub>、都市ガス使用を伴う排出量は約 1,600 t-CO<sub>2</sub> から約 400 t-CO<sub>2</sub> に、合計 3,200 t-CO<sub>2</sub> 削減する予定となっている。</p> <p>ごみ 100 t 当たりの排出量では、既存炉の 108 t-CO<sub>2</sub> に対し計画施設では 86.1 t-CO<sub>2</sub> となり、21.9 t-CO<sub>2</sub> の削減となる。発電効率の向上も寄与していると考える。なお、既存灰溶融炉は停止中のため、灰溶融炉分の温室効果ガスは含んでいない。</p> <p>清掃一組では、23 区全体のごみを処理しており、温室効果ガスの排出も 23 区全体で見ている。計画施設稼働により 23 区全体での排出量削減が期待される。</p> <p>(資料参照)</p> <p>評価書の資料編には載せる予定である。</p>	10/20 部会にて回答
			<b>【訂正】</b> 11/18 補足説明について、都市ガス使用を伴う CO <sub>2</sub> 排出量及び CO <sub>2</sub> 合計削減量について訂正報告。 (補足説明について一部修正)	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
	2	エネルギー発生量にはごみ発電が含まれることは分かったが、熱利用について検討した記載はあるか。	評価書案 34 ページ、6.2.2.3 エネルギー計画に記載しており、施設で使用するエネルギーは電力と都市ガスで、熱量としては発電を行うとともに、世田谷区立美術館へ熱供給を行う予定である。	11/18 部会にて回答
その他 施 計 画	1	ダイオキシン類について、大気中への飛散対策はされることがあるが、解体工事時に、例えば雨水による地下浸透など、水の観点からの対策について伺いたい。	解体前に関係法令に準拠し、焼却炉の洗浄を行い、ダイオキシン類が外に漏れないよう作業を行う。	10/20 部会にて回答
その他 (事業 計 画)	1	都民の意見にもあったが、そもそも 600 t の処理能力が必要であることの説明が十分になされていない。600t が必要なことをできるだけ定量的、客観的に示していくかないと理解は得られない。評価書の段階で、しっかりと説明いただきたい。	検討したい。	4/14 部会にて回答
	2	太陽光発電について、計画値が 8.9 万 kWh/年とあるが、既に設置しているのか、又は新たに設置し、工場のエネルギーを全て賄うのか。  太陽光パネルはどこに設置するのか。	今後事業者が決定して容量は決まることとなるが、少なくともこの容量は確保する。  事業者提案となるが、基本的には工場屋上に設置する予定である。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他（事業計画）	2 (続き)	<p>前回の回答の確認だが、太陽光パネルは全部敷きつめるということだったと思うが、断面図で見るとどの辺になるのか。</p> <p>気になったのは、太陽光パネルに太陽光が当たって、それに対して反射光があつてまぶしいとか、そういう影響はないのかというのを確認させていただきたい。</p>	<p>断面図については、評価書案 25 ページ上側、東側断面図の約 140m と下に書いてあるその上の部分が現段階では太陽光を載せる計画としているが、工事業者が決まって詳細設計を行った後となる。</p> <p>工場の前南側は砧公園になっており、住民がほとんどいないところとなっている。もし太陽光とかの反射でまぶしいという意見があれば、適切に対応していきたいと思う。</p>	12/18 部会にて回答
	3	洗車棟からの排水は公共下水道へ接続されるのか。	洗車棟排水は、工場棟の汚水処理へ送り、処理してから排水される。	10/20 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (見解書 事業者見解)	1	<p>都民意見の中で「プラスチックを混焼していることから PFAS の汚染が心配」とあるが、これは、可燃ごみ中に製品プラスチックが一緒に入って焼却されているのか。また、敷地内に井戸があるのか。</p> <p>「プラスチックを混焼していることから PFAS の汚染が心配」との意見に対し、「評価対象となっていないから調査しない」との見解は、都民の意見に正しく答えていないと思える。また、土壤汚染についての意見に対しても同様に基準にならないとの見解となっていると思える。</p> <p>汚染が生じるようなおそれは構造上ないといったような、真摯な回答をしていただきたい。</p> <p>現時点の可能な範囲で安心安全な計画であるということを説明したほうが良い。</p> <p>汚染が生じるとか、今後増えていくとは思わないが、過去に残っているものが現状問題となっているので、今後適切に対応しつつ、清掃工場から発生する排水等が地下水を汚染するようなことのなく、適切に処理をする、PFASについても今後の動向を見ながら適切に対処するというような回答の仕方が良いのではと考える。</p>	<p>製品プラスチックについては、各区で分別収集を開始しているが、清掃工場に入ってくるものはある。PFASが使われているものは少ないと考えており、焼却に関して大きな影響を与えるものとは考えていない。井戸については災害、非常用水源として敷地内にあるが、飲料水としての使用は予定していない。</p> <p>関係法令に従って適切に測定して対応していきたいと思うが、基準にないものについては判定基準もないでの、難しいところもあることも承知いただきたい。</p> <p>なお、プラント排水については全て下水道放流で、直接地下に浸透することはなく、住民の方が心配する地下水のPFAS汚染について直接的なものはないと考える。</p> <p>また、PFOS、PFOA、PFH<sub>x</sub>Sについては、現在、製造、輸入が原則禁止されており、過去に製造されたPFOS等がわずかに排ガス中に含まれる可能性はあるが、基準値が設定されていないので、今後の動向等を踏まえながら適切に対応していく形になると考える。</p> <p>評価書作成に際して検討する。</p>	4/14 部会にて回答

項目	番号	指摘・質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (見解書 事業者見解)	2	<p>井戸水について PFOS、PFOA の検査はしているか。</p> <p>井戸水をこれから一時的に使用するのであれば、水質検査を行い、その値も確認した上で使用したほうが良いと思う。</p> <p>検討していただきたい。</p>	<p>現状はしていない。</p> <p>検討する。</p>	4/14 部会にて回答

## 資料 2-2

### 「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について（案）

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和6年10月21日に「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

#### 【大気汚染】

世田谷清掃工場では、排ガス漏洩による建物内のダイオキシン類汚染が懸念されていることから、ダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うとともに、既存建築物解体時における粉じん飛散防止対策について徹底を図ること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 6年 10月 21日	評価書案について諮問
審議会	令和 7年 1月 30日	現地視察
部 会	令和 7年 4月 14日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 10月 20日	質疑及び審議
公聴会	令和 7年 11月 5日	都民の意見を聴く会
部 会	令和 7年 11月 18日	質疑及び審議
部 会	令和 7年 12月 18日	質疑及び審議
部 会	令和 8年 1月 23日	総括審議
審議会	令和 8年 1月	答申（予定）